

令和元年 11 月 1 日
学 長 決 裁

東京農工大学構内における撮影についての取扱要領

この要領は、東京農工大学構内で、ドラマ・映画等を撮影する際の取扱について定めるものである。

1. 撮影許可範囲

①本学の教育研究の妨げにならない範囲（時間・場所等）で行うこと。

②本学の広報となると判断されるもの又は公共的なもの。

ただし、次に該当すると判断されるものは認めない。

- ・本学の品位を傷つけると判断されるもの。
- ・本学を個人的な利益や営利目的に利用するもの。
- ・本学に対し悪意を意図すると判断されるもの。
- ・その他、教育研究機関としてふさわしくない内容を含むもの。

2. 撮影許可の条件等

①事前に企画書等を提出し、本学の承諾を受けること。

②撮影した写真・動画等を公開する場合は、速やかに公開日時等を連絡すること。

③必ずポスター、テロップ等に「東京農工大学」が撮影協力している旨を明記すること。

④車両入構は、必ず事前に入構者、日時、車種、車両番号等を連絡すること。

⑤本学の構内を占有して使用する場合は、3により撮影占有料を支払うこと。

⑥撮影占有料については、請求書発行後 30 日以内に支払うこと。

3. 撮影占有料

本学構内での通行制限、立入制限等を要する撮影、撮影機材の保管等、撮影において本学の構内を占有する場合は、次の占有料を徴収する。

①基本料金（4 時間以下） 66,000 円（消費税を含む）

②加算料金（1 時間当り） 16,500 円（消費税を含む）

※4 時間を超える場合に 1 時間毎に上記の額を加算する。

③特殊料金 実費相当額

※ナイター設備の使用等、特殊な撮影により本学の負担が多くなる場合は実費相当額を徴収する。

4. 申請

- ①本学の構内における撮影を希望する場合は、原則撮影の2週間前（本学休業日を除く。）までに企画書等を添え、企画課広報係に申し出ること。
- ②学内調整の上、内諾を得た場合は、速やかに別紙「東京農工大学構内における撮影許可申請書」を提出すること。

5. 撮影占有料収入の取扱い

撮影占有料収入のうち、基本料金と加算料金の合算額については全学的経費として取り扱うものとする。

特殊料金については、当該実費相当額の費用を負担する予算部局に配分するものとする。

附 則

この要領は令和元年11月1日から実施する。

◎問い合わせ 企画課広報係

E-mail koho2@cc.tuat.ac.jp

Tel 内線 5895 Fax 内線 5553 (042-367-5553)